第３編　災害応急対策計画
第１章　活動態勢

■ 基本方針

○　市長は、災害対策基本法第２３条の２、又は原子力災害対策特別措置法第２２条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

○　各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

○　要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

○　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
市	第１節　市災害対策本部の設置 第３節　原子力防災業務関係者の安全確保 第４節　職員の派遣要請
防災関係機関	第２節　防災関係機関における活動体制等 第３節　原子力防災業務関係者の安全確保

第１節　市災害対策本部の設置

市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、春日井市地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

１　災対本部の組織及び所掌事務

災対本部の組織及び所掌事務は、春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画）の規定を準用する。

また、市の各部局は、それぞれ災対本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のため

の各種措置を図る。

2　市災害対策本部等の設置及び職員の配備基準

(1)　設置・廃止基準

市災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び施設配備態勢は、次の区分により設置し、原子力災害発生のおそれの解消、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

区分	配備基準	配備要員	施設配備態勢
災対本部（第１次非常配備態勢）	○準備体制 ・市域で小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ・緊急事態区分（全面緊急事態）の事象が発生したとき ・県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第１５条の事象が発生し、市域に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○警戒体制 ・市域に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき	１　部長及び総括担当者全員 ２　補佐職及び主査職の概ね半数 ３　市民安全課は全員 ４　指定一般避難所配備職員は全員	施設長他１名
災対本部（第２次非常配備態勢）	・市域に大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第１５条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、市域に重大な被害が発生するおそれがあるとき、又は重大な被害が発生したとき ・特に市長が必要と認めたとき	１　部長及び総括担当者全員 ２　全職員の概ね半数 ３　市民安全課は全員 ４　指定避難所配備職員は全員	全職員の概ね半数

（注）１　消防職員は、別に定める非常招集基準による。

２　第１次非常配備態勢及び第２次非常配備態勢にあっては、担当課職員を第１班、第２班に分け、輪番で配備に当たる。

３　指定一般避難所配備職員は、消防補助員のうち、あらかじめ各指定一般避難所への配備が指定されている者をいう。

４　主幹職は、所属課の総括担当者の補佐をする。

(2)　設置場所

災対本部は、市役所６階災害対策室に設置する。

(3)　県への報告

市長は、災対本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署等の関係機関に通報するものとする。

3　部長会議の開催

(1)　本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、副本部長及び部長を招集し、部長会議を開催する。

(2)　部長会議の議長は、本部長をもって充てる。

(3)　災害対策にあたり、春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画）で規定されていない事項等の疑義事項については、部長会議において協議し定める。

4　施設機能の確保

施設管理者は、施設機能の被災状況について、次の事項を最優先に確認し、本部に報告する。

また、施設管理者は施設機能について迅速に復旧見込みを出し、代替施設・設備、燃料等を確保するとともに、ライフライン機関等に必要な協力を要請する。

(1)　施設における電気、水道、ガスの稼働状況

(2)　非常用電源設備の稼動状況、及び、燃料確保状況

(3)　通信施設の稼動状況

(4)　暖房・冷房施設の稼働状況

5　災害救助法が適用された場合の体制

市長は、本市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

第２節　防災関係機関における活動体制等

1　組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

2　勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

第３節　原子力防災業務関係者の安全確保

１　原子力防災業務関係者の安全確保方針

原子力防災業務関係者の被ばく管理に関しては、県は必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんするものとするが、原則として原子力防災業務に携わる各機関の責任で行う。

２　防護対策

市、県及び防災関係機関は、必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。

また、県は、必要に応じ、市町村等やその他防災関係機関に対して、防護対策に必要な情報を提供するものとする。

第４節　職員の派遣要請

１　国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、知事は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、原子力災害対策特別措置法第10条第１項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができる。

２　職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の都道府県知事に対して、職員の派遣を要請することができる。

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

３　職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

災害対策基本法第29条の規定による職員の派遣について、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し、市長は、知事に対してあっせんを求めることができる。

また、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、知事は内閣総理大臣（消防庁）に対し、市長は知事に対し、あっせんを求めることができる。

第２章　放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

■ 基本方針

○ 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。

○ 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、春日井市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
市	第１節４　事故等の発生に係る県への通報 第３節１　警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置 第４節　消防活動（消火・救助・救急） 第５節　広報活動の実施 第９節　医療関係活動
県	第１節５　事故等の発生に係る消防庁等への通報 第７節　放射線防護資機材の貸出しのあっせん 第８節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 第９節　医療関係活動
事業者	第１節１　事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報 第１節２　事故等の発生に係る文部科学省への届出 第２節　放射線障害の発生又は拡大防止措置
県警察	第１節３　事故等の発生に係る警察庁等への通報 第３節２　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 第５節　広報活動の実施 第６節　交通の確保

第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

１　事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報

事業者は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、直ちに所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部、市町村、消防機

関等へ通報するものとする。

2　事故等の発生に係る文部科学省への届出

事業者は、１の事態が生じた場合、遅滞なく文部科学省へ届出を行う。

3　事故等の発生に係る警察庁等への通報

県警察は、事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

4　事故等の発生に係る県への通報

市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

5　事故等の発生に係る消防庁等への通報

県は、県警察又は第四管区海上保安本部から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに周辺市町村及び国（消防庁）へ通報するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

6　情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。

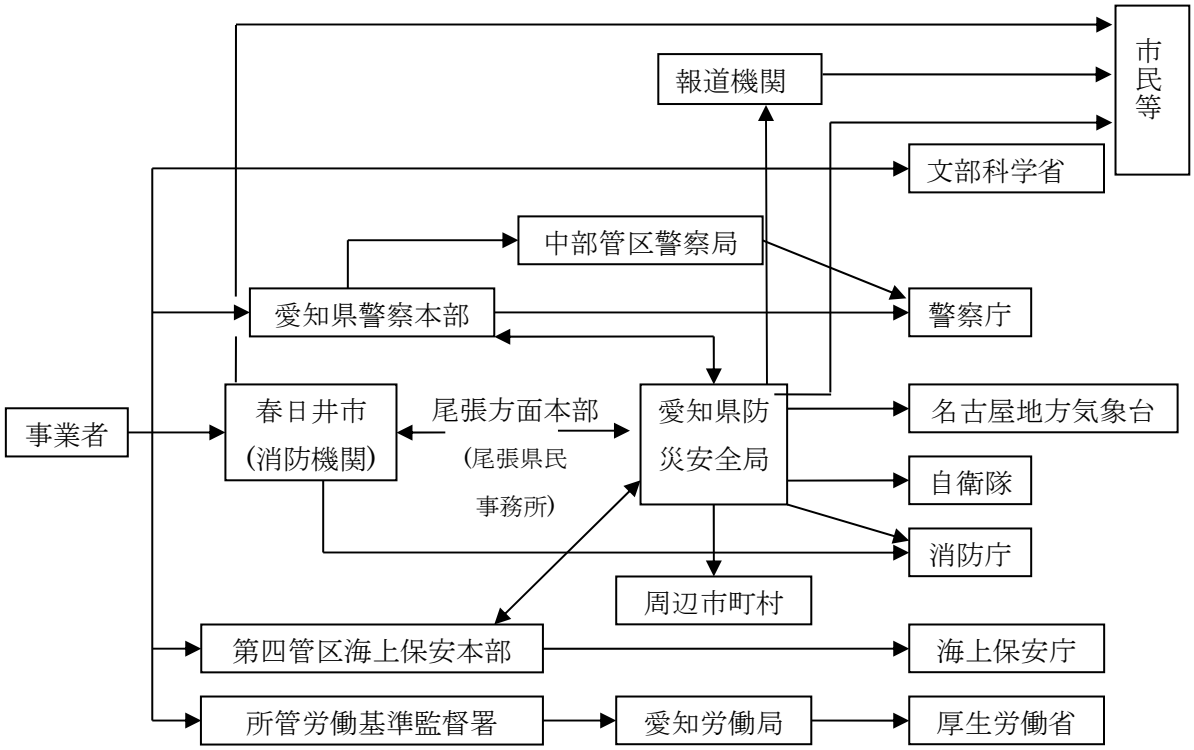

第２節　放射線障害の発生又は拡大防止措置

事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

第３節　警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置

１　警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

２　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

第４節　消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第５節　広報活動の実施

市及び県警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

また、県は必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

第６節　交通の確保

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

第７節　放射線防護資機材の貸出しのあっせん

県は、応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんする。

第８節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

第９節　医療関係活動

１　市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

２　市及び県は、放射線被ばく者の措置については、避難退域時検査及び簡易除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第３章　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

■ 基本方針

○　核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとるものとする。

○　地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、春日井市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
市	第１節２　事故の発生に係る県等への連絡 第３節　　専門的知識を有する職員の派遣要請 第５節　　原子力災害合同対策協議会への出席 第６節１　避難指示 第７節１　市民等への情報伝達活動 第７節２　市民等からの問い合わせに対する対応 第８節　　医療関係活動 第９節　　消防活動（消火・救助・救急）
県	第１節３　事故に係る情報収集及び防災関係機関等への連絡 第３節　　専門的知識を有する職員の派遣要請 第４節　　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 第５節　　原子力災害合同対策協議会への出席 第６節２　広報活動等による避難等の支援 第７節１　市民等への情報伝達活動 第７節２　市民等からの問い合わせに対する対応 第８節　　医療関係活動 第10節１　自衛隊への災害派遣要請 第11節　　汚染された食品等の流通防止
事業者	第１節１　事故の発生に係る市町村等への通報等 第２節　　放射線の測定、汚染の防止等
県警察	第１節４　事故の発生に係る警察庁等への通報 第６節３　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 第７節１　市民等への情報伝達活動

	第12節　　交通の確保
自衛隊	第10節２　災害派遣要請に基づく活動
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	第13節　　輻輳対策

第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

１　事故の発生に係る市町村等への通報等

事業者は、事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制庁に直ちに通報し、市町村、県、県警察、消防機関、第四管区海上保安本部に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市町村、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。

２　事故の発生に係る県等への連絡

市は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

３　事故に係る情報収集及び防災関係機関等への連絡

県は、事故の概要、放射線量、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、現場の状況把握に努める。

また、防災関係機関への情報伝達を行うとともに、周辺市町村に事故の概要及び対策等を連絡する。

４　事故の発生に係る警察庁等への通報

県警察は、事業者等から事故の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ直ちに通報する。

５　伝達系統

事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

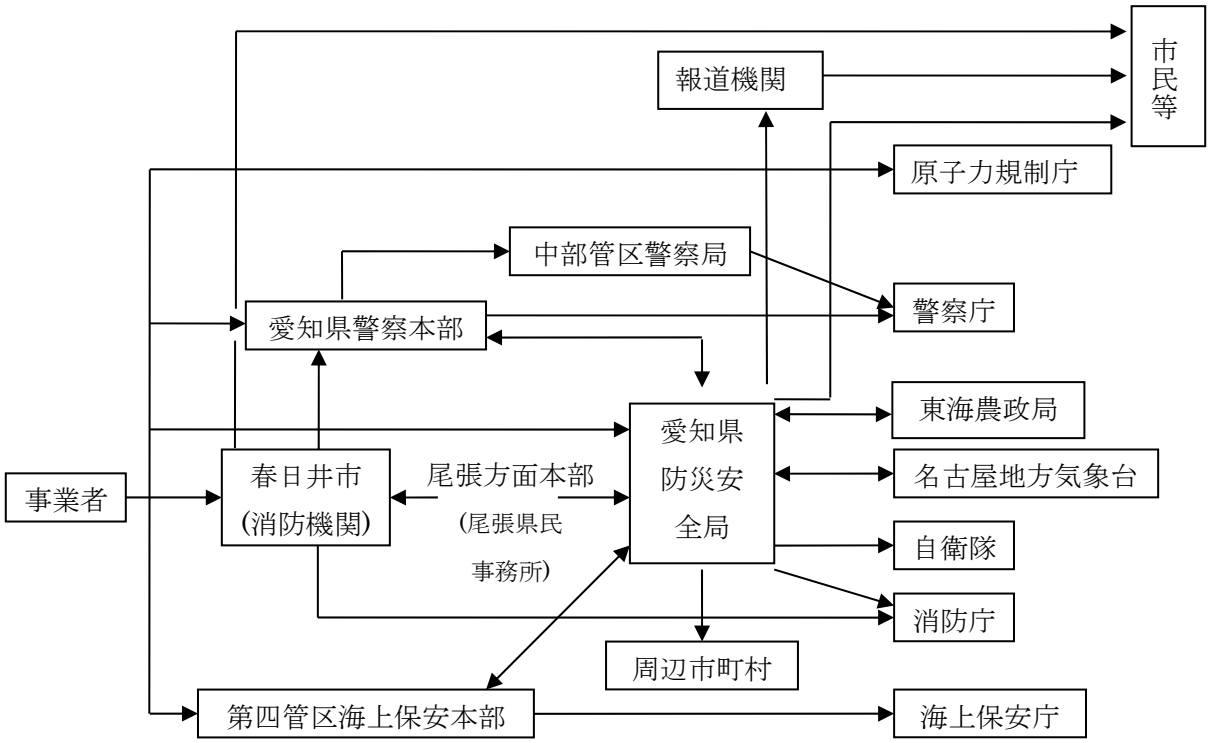

第２節　放射線の測定、汚染の防止等

事業者は、放射線の測定、汚染の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

第３節　専門的知識を有する職員の派遣要請

市及び県は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第４節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

第５節　原子力災害合同対策協議会への出席

市及び県は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

第６節　市民等に対する屋内退避、避難指示

１　複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

２　避難指示

市長は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

3　広報活動等による避難等の支援

県は、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等が放射線の影響を受けないように、市町村の住民等の屋内退避、避難指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。

4　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

第７節　市民等への的確な情報伝達

1　市民等への情報伝達活動

市、県及び県警察は、連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

2　市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第８節　医療関係活動

1　市及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

2　市及び県は、放射線被ばく者の措置については、避難退域時検査及び簡易除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第９節　消防活動（消火・救助・救急）

市（消防本部）は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第10節　自衛隊への災害派遣要請等

１　自衛隊への災害派遣要請

県は、受入体制を整え、自衛隊に災害派遣を要請する。

２　災害派遣要請に基づく活動

自衛隊は、原子力災害派遣要請及び災害派遣要請に基づき、モニタリングの支援、被害状況の把握、避難援助、応急医療、救護、人員及び物資の緊急輸送、その他を行うものとする。

第11節　汚染された食品等の流通防止

県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年４月１日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム※1
一般食品	１００ベクレル／ｋｇ
乳児用食品※2	５０ベクレル／ｋｇ
牛　乳※3	５０ベクレル／ｋｇ
飲 料 水	１０ベクレル／ｋｇ

※１　新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が１年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間１ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※２　乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※３　低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

第12節　交通の確保

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

第13節　輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第４章　県外の原子力発電所等における異常時対策

■ 基本方針

○　４原子力事業者との各合意内容に該当する異常が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、県、市町村、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

○　地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、春日井市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
市	第１節４　県内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応 第５節　　飲料水・食品等の放射能濃度の測定 第６節１　市民等への情報伝達活動 第６節２　市民等からの問い合わせに対する対応 第７節１　国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 第７節２　広域避難活動 第８節　　医療関係活動 第９節　　消防庁からの要請に基づく消防活動 第10節２　放射性物質による汚染の除去への協力 第12節２　農林水産物の採取及び出荷制限 第14節　　風評被害等の影響の軽減 第16節　　県外からの避難者の受入れ
４原子力事業者	第１節１　県への情報伝達・報告 第２節　　緊急事態応急対策等の実施 第10節１　放射性物質による汚染の除去
県	第１節２　防災関係機関等への情報伝達 第１節３　国、所在県及び隣接県との連携 第１節４　県内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応 第３節　　アドバイザーへの協力要請 第４節　　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

	第５節　　飲料水・食品等の放射能濃度の測定 第６節１　市民等への情報伝達活動 第６節２　市民等からの問い合わせに対する対応 第７節１　国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 第７節２　広域避難活動 第７節３　屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置 第８節　　医療関係活動 第９節　　消防庁からの要請に基づく消防活動 第10節２　放射性物質による汚染の除去への協力 第11節１　緊急輸送体制の確立 第12節１　飲料水・食品等の摂取制限等 第12節２　農林水産物の採取及び出荷制限 第12節３　汚染された食品等の流通防止 第13節１　治安の確保 第13節２　流言飛語の防止 第14節　　風評被害等の影響の軽減 第16節　　県外からの避難者の受入れ
水道事業者等	第５節２　飲料水・食品等の放射能濃度の測定 第12節１　飲料水・食品等の摂取制限等
県警察	第７節１　国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 第11節２　緊急輸送の支援 第13節１　治安の確保
自衛隊	第７節２　広域避難活動
各鉄道事業者	第７節２　広域避難活動
一般社団法人愛知県トラック協会	第11節１　緊急輸送体制の確立
防災関係機関	第10節２　放射性物質による汚染の除去への協力
西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	第15節　　輻輳対策

第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

１　県への情報伝達・報告

４原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

２　防災関係機関への情報伝達

県は、４原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。

３　国、所在県及び隣接県との連携

県は、国、所在県及び隣接県と連携し、情報収集、情報交換を行い、必要に応じて所在県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県への影響を把握し、効率的、効果的に応急対策が行えるよう努める。

特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、県内の応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な指示を受けるなど、相互の連携を密にするものとする。

また、収集した情報は、必要に応じて随時市町村、防災関係機関へ連絡する。

４　県内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域にかかる市町村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市町村が行う応急対策について協議する。

５　情報の伝達系統

４原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。

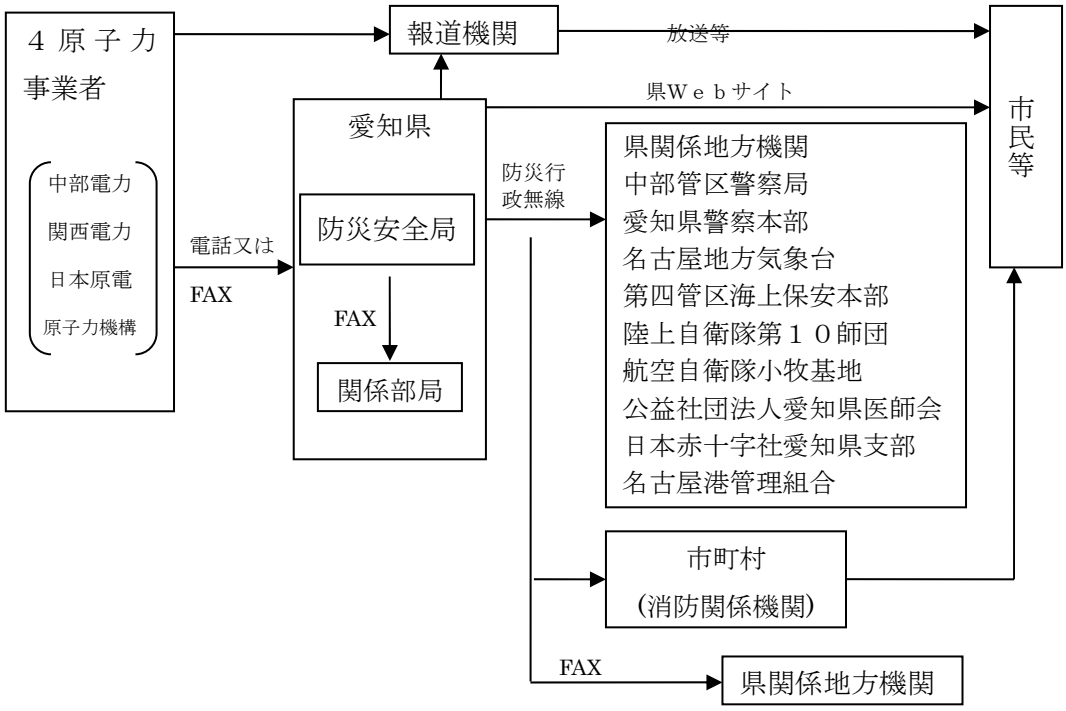

第２節　緊急事態応急対策等の実施

４原子力事業者は、以下の緊急事態応急対策を行う。

１　通報連絡等

２　応急措置の実施

３　緊急事態応急対策

第３節　活動体制の強化

県は、必要に応じ、アドバイザーへ協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

第４節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

１　県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて市民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに市民等に情報提供する。

２　県は、モニタリング結果の公表にあたっては、県民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。

第５節　飲料水・食品等の放射能濃度の測定

１　県は、ＯＩＬの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県Ｗｅｂサイト等で公表する。

２　市、水道事業者等は、ＯＩＬの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第６節　市民等への的確な情報伝達

１　市民等への情報伝達活動

市及び県は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

２　市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第７節　国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

１　複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

２　国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

(1)　市及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

ア　報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

イ　警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動

ウ　市の広報車等による広報活動

エ　電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

オ　インターネット、市Ｗｅｂサイト、春日井市安全安心情報ネットワーク等の活用による情報提供

(2)　市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

ア　屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で避難所を開設する。

イ　避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ　退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ　避難所の開設に当たっては、避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

(3)　県警察は、市が上記（２）の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

３　広域避難活動

(1)　県は、国等からの指示に基づき、県境を越える避難を行う必要が生じた場合は、避難先である都道府県と協議を行う。

(2)　国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。

県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。

(3)　要避難市町村は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、避難させる。

(4)　要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

(5)　東海旅客鉄道株式会社等の各鉄道事業者は、市及び県と連携し、避難者の輸送を行う。

(6)　自衛隊は、状況により市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

(7)　県は、広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、避難退域時検査

あるいは簡易除染等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。

4　屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第８節　医療関係活動

1　市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

2　市及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、避難退域時検査及び簡易除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第９節　消防庁からの要請に基づく消防活動

1　県は、被災地の消防の応援等を行うため、消防組織法第 44 条に基づき消防庁から緊急消防援助隊（特殊災害部隊等）の出動要請があった場合には、特殊災害部隊（Ｎ災害）登録消防本部に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

2　特殊災害部隊（Ｎ災害）登録消防本部は、県からの要請に応じ、速やかに要請を受けた部隊を出動させる。

第10節　放射性物質による汚染の除去

1　放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、関係市町村等と協力して汚染の除去等を行う。

2　放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

第11節　緊急輸送・交通の確保

1　緊急輸送体制の確立

(1)　県は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保

するため、必要に応じて調整を行う。

(2)　県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

輸送内容	関係機関
各種資機材等	日本貨物鉄道株式会社 一般社団法人愛知県トラック協会 自衛隊
モニタリング要員 避難者等	自衛隊

2　緊急輸送の支援

(1)　県警察は、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

(2)　県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援に努めるものとする。

第12節　飲料水・食品等の摂取制限等

1　飲料水・食品等の摂取制限等

(1)　県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町村又は水道事業者等に指示又は要請する。

(2)　水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

2　農林水産物の採取及び出荷制限

(1)　県は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示又は要請する。

(2)　市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3　汚染された食品等の流通防止

県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成２４年４月

１日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム※1
一般食品	１００ベクレル／ｋｇ
乳児用食品※2	５０ベクレル／ｋｇ
牛　乳※3	５０ベクレル／ｋｇ
飲 料 水	１０ベクレル／ｋｇ

※１　新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が１年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間１ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※２　乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※３　低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

第13節　社会秩序の維持対策の実施

１　治安の確保

県は、県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すこととする。

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

２　流言飛語の防止

県は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

第14節　風評被害等の影響の軽減

１　市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

２　市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

第15節　輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第16節　県外からの避難者の受入れ

１　避難者の受入れ

県外からの避難者の受入れは、避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。

(1)　緊急的な一時受入れ

ア　県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ｱ)　県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(ｲ)　市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

イ　市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(2)　短期的な避難者の受入れ

ア　県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ｱ)　被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。

(ｲ)　(ｱ)による受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

イ　市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(3)　中期的（６か月から２年程度）な避難者の受入れ

ア　県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ｱ)　避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市町村営住宅等の受入情報について提供を行う。

(ｲ)　災害救助法に基づく要請を受け、民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

(ｳ)　長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

イ　市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2　避難者の生活支援及び情報提供

(1)　市及び県は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2)　県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村への情報提供に努める。

(3)　市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。